

平成 22 年度
特許庁
受託事業



中国特許法制度 Q & A



JETRO

2011 年 5 月
ジェトロ北京事務所
知的財産権部

平成 22 年度
特許庁
受託事業

中国特許法制度 Q & A

JETRO

2011 年 5 月
ジェトロ北京事務所
知的財産権部

中国特許法制度 Q & A

凡例

法：特許法（2008年12月27日改正・公布、2009年10月1日施行）

実施細則：特許法実施細則（2010年1月9日改正・公布、2010年2月1日施行）

特許権侵害司法解釈：最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（2009年12月29日公布、2010年1月1日施行）

免責事項：本書における記載内容は、必ずしも中国の判決例や公権解釈等に基づくものではございません。あくまでも参考情報としてご参照いただき、仮に当該記載に基づいて損失・損害が生じたとしても、日本貿易振興機構及び作成した弁護士事務所は一切責任を負うことはできません。

<違法な遺伝資源の獲得、法5条2項>

Q1：（1）「法律、行政法規」に違反して遺伝資源を獲得又は利用して完成した発明創造について、特許権を付与しないとの規定がある。この「法律、行政法規」は、具体的にどのような法律、行政法規が対象となるのか？

（2）また、今後、新しい法律や行政法規の改正があった際、それ以前に正当・適法であった行為によって遺伝資源を獲得又は利用して完成した発明については、遡及適用されるのか？

A1：（1）「法律、行政法規」には、以下のものが含まれると考えられる。

「水産資源繁殖保護条例」（1979年）、「野生動物保護法」（1988年）、「陸生野生動物保護実施条例」（1992年、林業部）、「水生野生動物保護実施条例」（1993年、農業部）、「自然保護区管理条例」（1993年）、「森林法」（1998年）、「漁業法」（2000年）、「草原法」（2002年）。これらの法令は、主に、①野生動物資源の帰属、②野生動物資源の保護、③野生動物資源の利用及び管理という3つの面の内容を含んでいる。資源管理の角度から野生動物遺伝資源を管理することに一定の法律根拠を与えている。

1994年に公布された「種畜禽管理条例」は、畜禽品種の資源保護、畜禽品種の育成及び審査、種畜禽の生産経営等の面を規定している。1998年、農業部は、「種畜禽管理条例実施細則」を公布し、畜禽品種の資源保護、畜禽品種の輸出入管理、畜禽品種の育成及び審査、種畜禽場の管理、種畜禽の生産経営等の面をさらに規定している。2000年、農業部は、「国家級畜禽品種資源保護品種」を公布し、78種の畜禽品種を保護することと規定した。

1991年の「輸出入動植物検疫法」は、動植物の輸入、輸出、越境、携帯、郵送、運輸等

の際の検疫について規定している。

(2) 新しい法律や行政法規の改正があったとしても、それ以前に正当・適法であった行為によって遺伝資源を獲得又は利用して完成した発明を出願した場合は、「法律、行政法規の規定に違反して」(法5条2項)に該当しないため、法5条2項は適用されない(遡及適用されない)と思われる。

<職務発明創造、法6条、16条、実施細則76～78条>

Q2：2010年に改正された実施細則の発明者への奨励及び報酬に関する規定(76～78条)は、実施細則が改正された時点以降の出願に対して適用されるのか、あるいは、改正以降の登録分に適用されるのか？

A2：「改正後の特許法実施細則の施行における経過規則」(国家知識産権局制定、2010年1月21日公布、2010年2月1日施行)2条によれば、2010年改正後の特許法実施細則は、出願日が2010年2月1日以降(当日を含む)の特許出願及び当該特許出願に基づき付与される特許権に適用される。2010年改正前の特許法実施細則の規定は、出願日が2010年2月1日より前(当日を含まない)の特許出願及び当該特許出願に基づき付与される特許権に適用される。

要するに、「出願日が2010年2月1日以降か、同年1月31日以前か」という基準によるということである。

Q3：実施細則改正後に中国出願し、登録となるまでの間に奨励及び報酬に関する契約や社内規則を締結又は制定した場合、契約や社内規則に従って処理すれば問題ないという理解でよいか？(いつの時点で契約や社内規則が存在すれば、その出願に対して有効なのか？出願前でなければならない、登録前でもよい等。)

A3：Q2で回答したとおり、2010年改正後の特許法実施細則は、出願日が2010年2月1日以降(当日を含む)の特許出願及び当該特許出願に基づき付与される特許権に適用される。実施細則76～78条は、契約や社内規則が2010年改正後の実施細則の改正又は施行の後になされること等は要求していない。従って、契約や社内規則を締結又は制定したのが、2010年改正実施細則の改正又は施行の前か後かに関わらず、実施細則改正後に出願した特許については、2010年改正後の実施細則76～78条が適用され、契約や社内規則に従って処理すれば問題ないと考えられる。

Q4：発明者と雇用主との間で奨励及び報酬に関する契約がある場合、この契約がどんな条件(例えば、実施条例の規定している額よりも著しく低額)であっても実施細則の額よりも優先されると理解してよいか？

A4：契約において著しく低い額(例えば、1元)を定めることは、訴訟になった場合、不合理な定めであると判断され、実施細則77条の基準に従った奨励・報酬の支払いを命じら

れる可能性がある。

実施細則 76 条 1 項により、実施細則 77 条・78 条の基準を下回る奨励・報酬を定めることは可能と考えられ、1 元と定めることも、理論的にはあり得るといえるかもしれない。しかし、訴訟になった場合は、使用者と従業者の実際上の力関係の差異に鑑み、民法通則 4 条、58 条、59 条等により、奨励・報酬を 1 元とするとの定め効力が否定され、実施細則 77 条・78 条の基準に従った奨励・報酬の支払いを命じられる可能性がある。また、報酬を 1 元とすることは、特許法 16 条の「普及と応用の範囲及びその経済的効果と収益に応じた「合理的な報酬」とはいえないとされる可能性もある。

なお、実際上は、もし、1 元というようなあまりに低い金額の奨励・報酬を定めた場合、従業者の発明創造へのインセンティブを無くしてしまう可能性が高く、使用者にとってもメリットは無いと思われる。

Q5：（１）日本本社との開発委託契約により中国子会社で生まれた発明が日本本社に原始的に帰属する場合、法 16 条の奨励及び報酬の付与義務は誰が負うのか？
（２）もし中国子会社が負うとする場合、実施細則の登録奨励・実施報酬・ライセンス報酬全ての義務が発生するのか？
（３）契約法 326 条の報償義務とも関連付けて教えて欲しい。

A5：（１）結論としては、誰も付与義務を負わないと考える。

特許法 16 条は、「特許権を付与された単位」が奨励・報酬を付与すべきことを規定している。上記質問の場合、受託者たる中国子会社は特許権を付与されておらず、「特許権を付与された単位」に該当しないため、奨励・報酬を付与する義務は無い。他方、委託者たる日本本社は、当該発明者との間に雇用関係を有しておらず、特許法 6 条の職務発明の要件である「所属単位」に該当せず、職務発明者への奨励・報酬に係る規定である特許法 16 条の適用の前提を欠いており、奨励・報酬を付与する義務は無いと考えられる。

以上のような解釈に対しては、職務発明者の利益を不当に無視しているとの批判があるかもしれないが、形式的な文言が重視される傾向の強い中国法の解釈としては、やむを得ないと考える。

また、「重慶市高級人民法院（2005）渝高法民終字第 9 号」判決も判示したとおり、「特許権は一種の対世的な民事上の権利であり、権利者は法律の禁止規定に違反しなければ、自らの意思によってかかる権利を処分することができる。職務考案の特許権者が自己の権利を処分した場合、考案者の利益に影響を及ぼすが、両者の権利は対等ではなく、考案者の権利を実現できるか否かは特許権者の特許権に対する処分方式によって決まり、強い従属性を有する」（『中国の知的財産権侵害判例・事例集』（ジェトロ、2007 年 3 月）¹10 乃至 14 頁を参照）。職務発明者の奨励・報酬を請求する権利は、所詮は、「所属単位が特許権の

¹ 特許庁国際課のウェブサイトからダウンロード可能。

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jirei/jirei.htm>

付与を受けたこと」という要件を満たした場合にのみ発生するのであり、当該要件を満たしていない場合は、上記権利は発生しないのである。中国の特許法（6条、16条）は、そのような法制度を採用したのである。

（2）仮に、もし中国子会社が法16条の奨励及び報酬の付与義務を負うとした場合、とくに報酬の算定において、非常に奇妙なことが生じる。すなわち、中国子会社は当該特許権の付与を受けていないので、自己実施したり、第三者に実施許諾したりすることはあり得ないため、結局、発明者の報酬はゼロとなる。このことから、「中国子会社が法16条の奨励及び報酬の付与義務を負う」とする説は妥当でないと考える。

（3）契約法326条は、職務技術成果（法人又はその他の組織の仕事上の任務を執行し又は主に法人又はその他の組織の物質的、技術的条件を利用して完成させた技術的成果）を完成させた個人への報奨金又は報酬の付与義務を規定している。法人又はその他の組織が職務技術成果の「使用」及び「譲渡」をした場合、報奨金又は報酬の付与義務が発生するが、「日本本社との開発委託契約により中国子会社で生まれた職務技術成果が日本本社に原始的に帰属する場合」は、中国子会社が職務技術成果の「使用」及び「譲渡」をしていないため、中国子会社は報奨金又は報酬の付与義務を負わないと考える。また、当該技術成果の完成者は、「日本本社」の仕事上の任務を執行し又は「日本法人」の物質的、技術的条件を利用して技術成果を完成させたのではないため、「職務技術成果」の定義に該当せず、やはり日本本社も報奨金又は報酬の付与義務を負わないと考える。

Q6：新しい実施細則の職務発明制度の下で、実際に奨励金額を明確にし、企業の社内規定又は個別契約という形で従業員に公開して運営している会社の割合はどの程度か？

A6：2010年改正実施細則は、2010年2月1日から既に施行されているため、多くの企業が社内規定又は個別契約等の形で奨励金額を明確に従業員に公開して運営していると思われる。但し、現時点（2011年3月現在）も職務発明に関する社内規定又は個別契約等の制定を検討中の企業も少なくない。

Q7：契約法326条によると、発明者が同条件で優先譲受権を有するため、日本本社に譲渡しようとする中国子会社の発明を発明者に取得されてしまうリスクがあると思われる。どのように回避すべきか？実際このリスクを無視する会社は多いのか？

A7：契約法326条1項3文は、「法人又はその他の組織が技術契約を締結し職務上の技術を譲渡する場合、職務上の技術の完成者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有するものとする」と規定している。よって、職務上の技術を「譲渡」する場合、ご質問のとおり、「日本本社に譲渡しようとする中国子会社の発明を発明者に取得されてしまうリスク」がある。

しかし、「日本本社との開発委託契約により中国子会社で生まれた職務技術成果が日本本社に原始的に帰属する場合」は、職務上の技術を「譲渡」したとはいえないため、契約法

326条1項3文は適用されないと考える。

なお、多くの企業は、326条1項3文の存在及び内容に気付いていないと思われる。

<発明と実用新案の同時出願、法9条、59条>

Q8：同一の発明創造として判断される基準は何か？ある発明創造を発明と実用新案の双方に出願した場合、両方の権利の併存が認められる判断基準についても、同様の判断手法が適用されるのか？

A8：法9条1項の「同一の発明創造」の判断については、「特許審査指南」第二部分第三章6に説明がある。これによると、法9条及び実施細則41条にいう「同一の発明創造」とは、2つ又は2つ以上の出願又は特許に存在し、保護範囲が同一である請求項をいう。さらに詳細な説明については、「特許審査指南」第二部分第三章6を参照されたい。

<特許権の譲渡、法10条、技術輸出入管理条例>

Q9：中国の法人又は個人から日本の法人又は個人への特許権の譲渡に必要な手続きは何か？国務院特許行政部門への登録時に、審査は行われるのか？期間はどのくらいかかるか？

A9：特許権を譲渡しようとする場合、書面による契約の締結と、技術輸出入管理条例に基づく技術輸出許可証又は自由類技術輸出契約の登録証明書の取得が必要である。国家知識産権局による形式審査が行われる。特許権の譲渡は登録日から効力を生じる。申請から登録まで1～2ヶ月くらいかかる。

Q10：（1）100%外資R&Dセンターの研究開発成果は、技術輸出入管理条例の適用を受けないのか？すなわち、100%外資R&Dセンターの研究開発成果は、制限技術であっても商務部への許可申請手続きをとらなくてもよいのか？

（2）また、100%資本ではなく、他の企業との合弁会社でのR&Dセンターの研究開発成果は、技術輸出入管理条例の適用を受けるのか？

A10：（1）技術輸出入管理条例は、技術が中国から国外へ輸出される場合及び国外から中国に輸入される場合に適用される。100%外資R&Dセンターの研究開発成果も例外ではなく、技術輸出入管理条例が適用される。よって、制限技術であれば、商務部への許可申請手続きをとる必要があると思料される。

（2）100%資本ではなく、他の企業との合弁会社でのR&Dセンターの研究開発成果の場合も、同様である。

Q11：（1）法10条2項における「特許出願権」には、特許出願する前の「特許を出願する権利」は含まないのか？

（2）含まないとした場合、特許出願する前の「特許を出願する権利」を譲渡する場合、技術輸出入管理条例の適用対象となるか？

（３）中国の企業や大学と共同出願をする場合、特許を出願する権利の一部が譲渡されると考え、法 10 条あるいは技術輸出入管理条例に従った手続（すなわち、自由技術に基づく登録または制限技術に基づく許可申請手続）が必要になるか？

A11：（１）「特許を出願する権利」（中国語では「申請専利的権利」。特許出願する前の発明創造者の利益を意味する）と「特許出願権」（中国語では「專利申請權」。特許出願した後の地位を意味する）は、異なる概念である。法 10 条 2 項は「特許出願権又は特許権を譲渡する場合」と規定していることから、「特許を出願する権利を譲渡する場合」は法 10 条 2 項は適用されないと考えられる。

（２）技術輸出入管理条例は、技術が中国から国外へ輸出される場合及び国外から中国に輸入される場合に適用される。「特許を出願する権利を譲渡する場合」もこれらに該当するため、技術輸出入管理条例が適用されると考える。

（３）この場合も、「特許を出願する権利」には法 10 条 2 項は適用されないと考えられる。しかし、日本企業が中国の企業や大学と共同研究開発契約を締結し、成果を共有とする約定をしていた場合において、中国の企業や大学で発明が生じたというケースであれば、成果の共有持分の一部が日本企業に輸出されると考えられ、技術輸出入管理条例に従った手続（すなわち、自由技術に基づく登録または制限技術に基づく許可申請手続）が必要になると思料される。

<侵害の種類、法 11 条>

Q12：（１）「販売の申出」とは、具体的にどのような行為か？販売の許諾とは、どう違うか？

（２）侵害者の範囲（製品の製造者、販売者、広告掲載当事者、広告掲載受託者等）は、どこまでか？

A12：（１）「販売の申出」とは、広告、店頭ショーウィンドーでの陳列又は展覧販売会への出展等の形式をもって、商品販売の意思表示をすることをいう（「特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」（最高人民法院審判委員会制定、2001 年 6 月 22 日公布、2001 年 7 月 1 日施行）24 条）。展示会における特許権保護については、「展示会知的財産権保護規則」（商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知的財産権局制定、2006 年 1 月 10 日公布、2006 年 3 月 1 日施行）が規定している。

これに対し、「販売の許諾」は、特許権者が第三者に、販売という実施行為を許諾（ライセンス）することである。

（２）特許法 11 条 1 項は、「発明及び実用新案の特許権が付与された後は、本法に別途の規定がある場合を除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することはできない。すなわち、生産及び営業を目的としてその特許製品を製造し、使用し、販売を申し出、販売し、輸入してはならず、その特許の方法を使用してはならず、また当該特許の方法により直接得られた製品を使用し、販売を申し出、販売し、輸入して

はならない。」と規定している。また、同条2項は、「意匠の特許権が付与された後は、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得なければ、その特許を実施することはできない。すなわち、生産及び営業を目的として、その意匠特許製品を製造し、販売を申し出、販売し、輸入してはならない。」と規定している。

上記の各行為は、特許権の「直接侵害」行為に該当する。しかし、「直接侵害」だけを違法とするのでは特許権保護に不十分であることから、実務上、「間接侵害」についても特許権侵害に該当するとされることがある。その法的根拠としては、特許法及び特許法の関連法令等には明文規定がないが、「民法通則の全面的執行過程における若干の問題に関する意見（試行）」148条の規定が根拠になると考えられる。すなわち、同条は、「他人に権利侵害行為の実施を教唆し、又は幫助した者は、共同権利侵害者であり、連帯民事責任を負わなければならない。民事行為無能力者に権利侵害行為の実施を教唆し、又は幫助した者は、権利侵害者であり、民事責任を負わなければならない。制限民事行為能力者に権利侵害行為の実施を教唆し、又は幫助した者は、共同権利侵害者であり、主要な民事責任を負わなければならない。」と規定している。

製品の製造者、販売者、広告掲載当事者は、上記の「直接侵害」行為者に該当する。

広告掲載受託者は、「直接侵害」行為者ではないが、「幫助した者」として共同権利侵害者とされる可能性がある。

<共有特許、法 15 条>

Q13：法第 15 条 1 項 1 文の「約定」は特許番号の明示がない包括契約でもよいか？

A13：特許番号の明示がない包括契約であっても、何らかの方法で共有の対象となる特許を特定することができるのであれば、少なくとも共有者間の約定は有効であると考えられる。

Q14：法 15 条 1 項 1 文の「権利行使」は「特許発明の実施および実施許諾」を指すと考えてよいか？その場合、訴訟の提起は単独で可能か？

A14：法 15 条 1 項 1 文の「権利行使」は、同項 2 文との対比からして、「特許発明の実施および実施許諾」を指すと考えられる。法 15 条 2 項によると、訴訟の提起は、単独では行えないと思料される。

<秘密保持審査、法 20 条、実施細則 8 条、9 条>

Q15：秘密保持審査ではどのような審査をするのか？

A15：法 20 条は、秘密保持審査の内容については規定していない。しかし、実施細則 9 条 1 項によると、国务院特許行政部門は、審査の結果、当該発明又は実用新案が「国の安全又は重大な利益に係る可能性」があり、秘密を保持する必要があると判断した場合には、速やかに出願人に秘密保持審査通知を発送しなければならないと規定している。このことから、当該発明又は実用新案が「国の安全又は重大な利益に係る可能性」があり、

秘密を保持する必要があるか否かを審査することが分かる。しかし、より具体的な審査の内容・基準は明らかにされていない。

Q16：秘密保持審査に要する期間はどの程度か？

A16：国務院特許行政部門は、実施細則 8 条の規定に従い提出された請求を受領した後、審査の結果、当該発明又は実用新案が国の安全又は重大な利益に係る可能性があり、秘密を保持する必要があると判断した場合には、速やかに出願人に秘密保持審査通知を発送しなければならない。出願人に、その請求を提出した日より 4 か月以内に秘密保持審査通知が届かなかった場合には、当該発明又は実用新案について外国に特許を出願し、又は関連の国外機構に国際特許出願を提出することができる（実施細則 9 条 1 項）。国務院特許行政部門が実施細則 9 条 1 項の規定に従い秘密保持審査の実施を通知する場合は、速やかに秘密保持が必要であるか否かの決定を出し、かつ出願人に通知しなければならない。出願人に、その請求を提出した日より 6 か月以内に秘密保持が必要である旨の決定が届かなかった場合には、当該発明又は実用新案について外国に特許を出願し、又は関連の国外機構に国際特許出願を提出することができる（実施細則 9 条 2 項）。

実施細則 9 条の規定をみると、結局、秘密保持審査請求してから 6 か月を超えても外国出願・国際出願ができないという事態が生じるおそれはないことになる²。

Q17：（1）日本企業と中国企業が共同で創造した発明の場合、秘密保持審査はどのように取り扱われるか？

（2）アメリカ企業と中国企業が共同で創造した発明の場合、秘密保持審査はどのように取り扱われるか？

A17：（1）発明が「中国で完成された」場合は、法 20 条が適用され、秘密保持審査を受けなければならない（秘密保持審査請求の具体的な手続については、実施細則 8 条 2 項及び 3 項を参照）。これに対し、発明が中国で完成されたのではない場合（例えば、日本と中国で共同研究が行われたが、結局、日本で完成された場合）は、法 20 条は適用されず、秘密保持審査を受ける必要はないと思料される。

（2）アメリカ特許法 184 条によれば、「アメリカで完成された発明」は、アメリカ特許出願の提出から 6 ヶ月経過するまでは、特許庁長官の許可を得ずに、外国で、特許・実用新案登録・意匠登録の出願をすることはできない。アメリカ企業と中国企業が共同で創造した発明の場合、いずれの国で発明が「完成」されたかによって、当該国で出願を

² 中国の実務上、特許出願と同時に秘密保持審査請求書を提出した場合は、出願受理通知書と一緒に、審査意見書（知的財産権局が外国出願に同意するか留保するかを記載したもの）を出願人に送付するという運用が行われている。また、秘密保持審査請求を単独で行った場合でも、やはり審査意見書が送付される。いずれの場合であっても、同意の審査意見書を受けたときは、すぐに外国出願が可能となる（黒瀬雅志「中国特許法実施細則改正のポイント」、『国際貿易』2010年2月16日付け、3頁）。

行うことになると考えられる。但し、発明の「完成」の時期が明確ではない場合、実務上、いずれの国で出願すべきかという困難な問題が生じる。

Q18：秘密保持審査を受けていないことを理由として特許権を無効にする場合、無効請求者はどのような証拠を提出し、かかる特許が「中国で完成した」ことを証明するのか？また、関係する外国の訴訟事件の判決を証拠として利用できるか？

A18：「中国で完成した」ことを証明する証拠については、事案によるので一概には答えられない。外国の訴訟事件の判決は間接的な証拠にはなるかもしれないが、中国の訴訟事件においては、あくまで参考資料としての位置づけにとどまる。

<外国公知・公用、法 22、23 条、実施細則 14 条>

Q19：外国での公知・公用の場合、無効の証拠（特許性を否定するための引用例）として採用されるにはどの程度のものでなければならないのか？国外証拠（公知、公用、文献公知）の取扱いと証拠として採用されるための条件は何か？

A19：①発明・実用新案について

第三次改正前の特許法の下では、国内外での文献公知、国内での公知公用が新規性喪失事由となっていたのに対し、国外での公知公用は新規性喪失事由とはされていなかった（22 条 2 項）。このことから、外国では公知公用であり特許権を取得できないものが、中国では特許権を取得することができたため、特許権の冒認出願を防止できないという不都合が生じていた。第三次改正法は、国際的な趨勢に従って、いわゆる「絶対新規性基準」を採用し、国外での公知公用も新規性喪失事由になることとした（22 条 2 項）。

また、第三次改正前の特許法では、「他人の」先願は新規性喪失事由になる旨の規定になっていたが、改正法では、「いかなる単位又は個人」の先願も新規性喪失事由になる旨の規定に変更された。この改正により、自己のなした先願であっても、後願にとって新規性喪失事由に該当することとなった。

先行技術（中国語では「現有技術」）とは、「出願日前に国内外で公衆に知られている技術」をいう（法 22 条 5 項）。第三次改正前の特許法では、先行技術の定義規定がなかった。また、2010 年に改正される前の特許法実施細則では、「出願日（優先権がある場合には優先権日とする）前に国内外の出版物に公開発表され、国内で公開使用され、又はその他の方式で公衆に周知される技術」と定義されていたが、第三次改正特許法 22 条 5 項の定義では地域的区別が取り払われ、範囲が広がっている。

②意匠について

第三次改正特許法は、意匠に特許権が付与されるための条件である「新規性」の内容を修正し、「先行デザイン」概念（法 23 条 4 項）を基礎として定義することとした。先行デザイン（中国語では「現有設計」）とは、「出願日前に国内外で公衆に知られているデザイン」をいう。

第三次改正前の特許法では、国内外での文献公知、国内での公知公用が新規性喪失事由となっていたのに対し、国外での公知公用は新規性喪失事由とはされていなかった（23条）。このことから、外国では公知公用であり特許権を取得できないものが、中国では特許権を取得することができたため、特許権の冒認出願を防止できないという不都合が生じていた。第三次改正法は、国際的な趨勢に従って、いわゆる「絶対新規性基準」を採用し、国外での公知公用も新規性喪失事由になることとした（法23条1項）。

また、第三次改正により、「いかなる単位又は個人」の先願も新規性喪失事由になることとされた。この改正により、自己のなした先願であっても、後願にとって新規性喪失事由に該当することとなった。

本項によると、特許権を付与する意匠は、先行デザインに該当せず、いかなる単位又は個人も同様の意匠を出願日前に国务院特許行政部門に出願しておらず、かつ出願日後に公告された特許文書に記載されていないものでなければならない。そこで、出願された意匠と先行デザイン等との比較の判断方法が重要な問題となる。2010年に改正された「特許審査指南」第四部分第五章5.2によると、意匠の比較・判断は、一般消費者の立場から、1つの引例意匠を用いて係争意匠と単独比較の方法で、視覚で直接に、製品の外観のみを、全体的・総合的に判断しなければならないとされている。

<進歩性、法22条>

Q20：発明と実用新案において、進歩性の判断基準が異なるが、発明と実用新案を同時出願した後、発明が進歩性なしとして拒絶査定になった場合であっても、対応する実用新案は、発明とは進歩性の判断基準が異なるので、権利化される可能性はあるか？

A20：法22条3項の文言から明らかなように、発明の方が実用新案よりも高度な進歩性が要求されている。よって、発明と実用新案を同時出願した後、発明が進歩性なしとして拒絶査定になった場合であっても、対応する実用新案は、発明とは進歩性の判断基準が異なるので、既に権利化されている実用新案を権利維持できる可能性があると思われる。

<意匠の創作非容易性、法23条>

Q21：法23条2項の「顕著な相違」の判断基準は何か？

A21：2008年改正特許法は、意匠権の要件として、「先行デザイン又は先行デザインの特徴の組合せに比べ、顕著な相違を有する」ことを掲げている（法23条2項）。2008年改正前の特許法の下では意匠権付与の基準が低過ぎたことの反省に立ち、意匠権の要件を厳格化するものである。上記規定は2つの意味を有している。①本件意匠は、1つの先行デザインと単独で対比し、全体的な視覚効果が実質的に同一であってはならず、明らかな区別がなければならない。②2つ又は2つ以上の先行デザインの特徴の組合せと比べて、本件意匠が明らかな区別を有するかを認定する。

< 遺伝資源の由来、法 26 条 4 項 >

Q22：法 26 条 4 項は、「遺伝資源に依存して完成された発明創造について、出願人は、特許出願書類の中でその遺伝資源の直接の出所及び最初の出所を説明しなければならない。出願人が最初の出所を説明できないときは、理由を説明しなければならない」と規定しているが、形式審査及び実体審査の各段階において、実際に審査官が、当該条文に基づいてどのように審査を行うのか？

A22：遺伝資源に依存して完成された発明創造につき特許を出願する場合、出願人は願書においてこれを説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した様式（遺伝資源出所開示登録用紙）に当該遺伝資源の名称、採取方法、直接の出所及び最初の出所を記載しなければならない（実施細則 26 条 2 項）。

形式審査段階において、遺伝資源出所開示登録用紙が提出されている必要がある。もし提出されていない場合、補正通知書が発行される可能性がある。但し、出願人が「遺伝資源に依存して完成された発明創造」であることを申告しなければ、遺伝資源出所開示登録用紙が不足していることに審査官は気付かない可能性がある。

実体審査段階において、審査官が、当該出願は「遺伝資源に依存して完成された発明創造」であることに気付いた場合、その時点において、遺伝資源出所開示登録用紙の提出を出願人に命じる可能性がある。

< 意匠の簡単な説明、法 27 条、59 条 2 項 >

Q23：出願時に意匠の特徴などを記載した「意匠の簡単な説明」の提出が義務付けられているが、その記載要件はなにか？

A23：法 27 条 1 項によると、意匠特許を出願する場合に、願書及び当該意匠の図面又は写真に加え、「当該意匠についての簡単な説明」等の書類を提出しなければならない。意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠が基準とされるところ、概要説明書は、図面又は写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができるとされている（法 59 条 2 項）ため、説明書の記載については十分な注意が必要である。

意匠の簡単な説明には、意匠製品の名称、用途、意匠のデザインの要点を記載し、かつデザインの要点を最も説明できる図面又は写真を一枚指定しなければならない。投影図を省略し、又は色彩の保護を請求する場合は、簡単な説明において明記しなければならない（実施細則 28 条 1 項）。同一の製品の複数の類似意匠について 1 つの意匠特許を出願する場合には、簡単な説明においてそのうち 1 つを基本デザインとして指定しなければならない（実施細則 28 条 2 項）。簡単な説明には、商業的宣伝用語を使用してはならず、また、製品の性能を説明してはならない（実施細則 28 条 3 項）。

Q24：簡単な説明の中のデザインの要点の記載方法によっては、部分意匠としての保護に資する取扱いが可能との見解を表明される中国特許庁関係者もいるが、どう考えるか？

A24：たしかに、デザインの要点の記載方法や事案によっては、部分意匠としての保護にある程度近づく結果となる可能性はあると思われる。しかし、部分意匠の場合は、製品の残りの部分は意匠の範囲から完全に外れるのに対し、簡単な説明の中のデザインの要点の場合は、製品の残りの部分は依然として意匠に含まれるため、やはり両者には違いがあると思われる。

Q25：簡単な説明におけるデザインの要点は、審判・裁判において意匠の保護範囲を限定するものなのか？例えば、デザインの要点に記載された特徴を持つ意匠が公知であることのみを理由に新規性がないと判断するのか？

A25：法 59 条 2 項は、「意匠の特許権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができる。」と規定している。従って、「簡単な説明におけるデザインの要点は、審判・裁判において意匠の保護範囲を限定するもの」とまでは言えず、せいぜい、当該製品の意匠の解釈に用いられるにすぎない。デザインの要点が公知である場合であっても、直ちに当該意匠に新規性がないと判断されるわけではないが、当該意匠の新規性を否定する方向に働くこととなろう。

< 関連意匠、法 31 条、実施細則 35 条、38 条 >

Q26：本意匠と関連意匠は、それぞれ独立したものか？例えば、本意匠が無効になると、関連意匠も無効になるのか？

A26：本意匠と関連意匠は、別々の意匠であり、本意匠が無効になると、関連意匠も当然に無効になるわけではない。但し、實際上、本意匠に無効理由（例えば、新規性を欠く等）がある場合、関連意匠も無効とされる場合が多くなるといえよう。

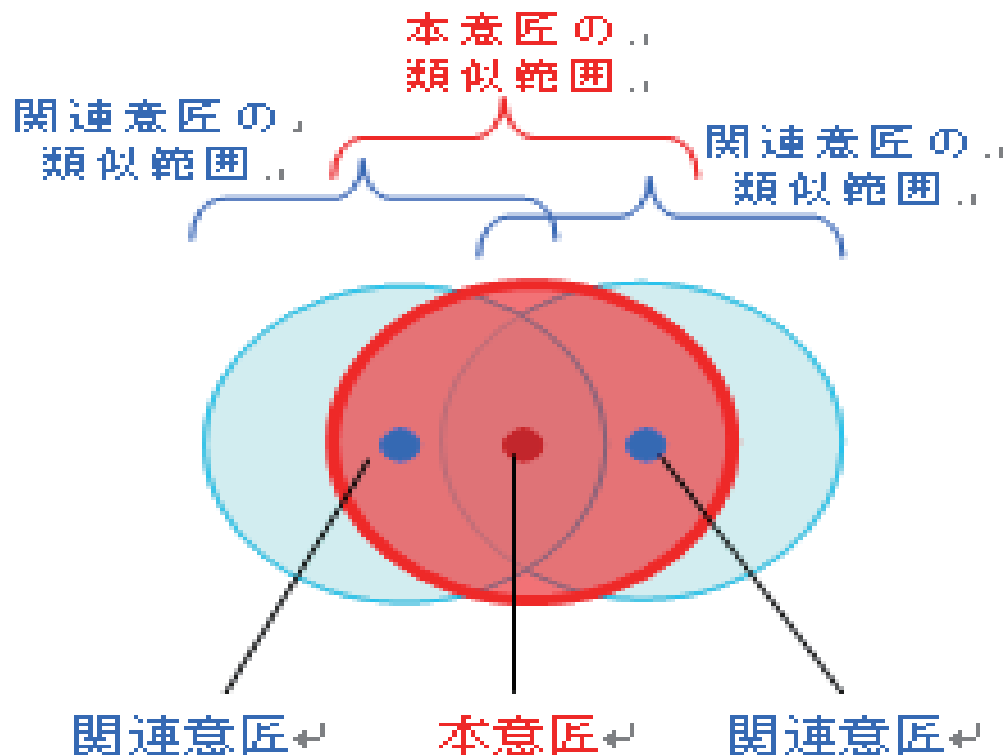
Q27：関連意匠の範囲に関し、類似の連鎖は認められない（本意匠からの類似範囲に限る）と考えてよいか？

A27：出願人は、簡単な説明において、1つの意匠を本意匠として指定する必要がある。よって、ご質問のとおり、関連意匠の範囲に関し、類似の連鎖は認められない（本意匠からの類似範囲に限る）と考える。

Q28：無効審判において、関連意匠の一つが無効理由を含んでいると判断された場合は、当該関連意匠だけが削除されるのか？

A28：各々の関連意匠は、別々の意匠であり、関連意匠の一つが無効理由を含んでいると判断されたとしても、他の関連意匠も当然に無効になるわけではない。

Q29：権利範囲は、下図の赤色部分（本意匠の類似範囲）だけか？左右の水色部分（関連意匠の類似範囲）も含まれるのか？



A29：本意匠の権利範囲は赤色部分であり、関連意匠の権利範囲は、左右それぞれの青色部分である。円が重なる部分では、複数の意匠の権利範囲となる。

Q30：関連意匠出願の場合、それぞれの意匠に簡単な説明が必要か？

A30：簡単な説明は1件の関連意匠出願に1つでよく、それぞれの意匠に簡単な説明が必要であるわけではない。

<審査請求、法35条2項>

Q31：出願者による審査請求を待つことなく、国务院特許行政部門が、自ら発明特許の出願に対して実体審査を行う（法35条2項）というのとはどのような事例なのか？

A31：理論上は、当該発明が国家又は社会の重大な利益に関係するが、出願人が実体審査請求をしない等の事例である。但し、過去にそのような事例は生じていない。

<裁定実施権、法48条、53条、54条、実施細則80条>

Q32：(1) 法48条1号における特許を十分に実施していない場合の「十分に実施していない」とは、具体的にどのようなケースか？

(2) 法54条の「合理的な期間」とはどのくらいの期間か？

A32：（1）法48条1号にいう「十分に実施していない」とは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方式又は規模が国内の特許製品又は特許方法に対する需要を満たすことができないことをいう（実施細則73条1項）。不実施又は「十分に実施していない」ことに正当な理由がある場合、例えば、中国で当該特許製品の製造が法令により禁止又は制限されている場合、不実施又は「十分に実施していない」ことを根拠に強制実施許諾を認めることはできないと考えられる。

（2）法54条は、TRIPS協定31条（b）に基づく規定であるが、「合理的な期間」がどのくらいの期間を指すかに関する具体的な規定は見当たらない。ここでは、強制実施許諾の申立人と特許権者との間で当該特許権に関するライセンス契約交渉をする場合における「合理的な期間」が想定されている。

<特許権評価報告書、法61条、実施細則58～61条>

Q33：特許権評価報告書の申請は、誰がどのような時期にできるのか？

A33：特許法60条に定める特許権者又は利害関係人は、実用新案又は意匠特許権付与の決定が公告された後、国务院特許行政部門に特許権評価報告書の作成を請求することができる（実施細則56条1項）。

Q34：法61条2項には、特許権評価報告書を請求できる主体として「利害関係人」が規定されているが、この利害関係人には、権利者から警告を受けていないが、広すぎる請求項の脅威にさらされている第三者は含まれるのか？

A34：法61条2項にいう「利害関係人」は、法60条にいう「利害関係人」と同様、単独で特許権を行使し得る者を意味している。従って、「権利者から警告を受けていないが、広すぎる請求項の脅威にさらされている第三者」は含まれない。

Q35：特許権評価報告書は、誰でも閲覧できるのか？

A35：同一の実用新案又は意匠特許権について、複数の請求人が特許権評価報告書の作成を請求した場合は、国务院特許行政部門は特許権評価報告書を1部しか作成しない。いかなる単位又は個人も当該特許権評価報告書を閲覧し、又は複製することができる（特許法実施細則57条）。

Q36：実用新案特許権者又は意匠特許権者が侵害訴訟提訴時に特許権評価報告書を提出しない場合、裁判所は訴状を受理できるのか？

A36：受理できる。人民法院は、特許権侵害紛争の審理において、「国务院特許行政部門が意匠について検索、分析及び評価後に出した特許権評価報告書」の提出を、特許権者又は利害関係人に対し求めることができる（法61条2項）。

Q37：特許権評価報告書の結果を覆す手続きが権利者側および非権利者側にそれぞれあるか？

A37：特許権評価報告書は、特許権の有効性に対する正式な行政決定ではなく、特許権の法的安定性に関し中国の知識産権局が発行する一応の判断に過ぎない。従って、特許権評価報告書に対して不服申立てや行政訴訟を提起することはできず、無効審判を請求するしかない。

Q38：特許権評価報告書で権利の有効性に対して不利な結果が出ているのに権利行使をした場合、権利濫用などが問われる可能性があるか？被告側が無効宣告請求手続きをとらなければ、そのまま勝訴するか？

A38：特許権評価報告書で権利の有効性に対して不利な結果が出ているのに権利行使をした場合、有効な権利に基づいた権利行使であるため、権利濫用などが問われる可能性は必ずしも高いとはいえない。被告側が無効宣告請求手続きをとらず、特許権の有効性を争わない場合、特許権者がそのまま勝訴することになる。

<公知デザインの抗弁、法 62 条、特許権侵害司法解釈 14 条 2 項>

Q39：（１）特許権侵害司法解釈によった場合、被疑侵害物品のデザインと先行デザインの同一性又は類似性のみから抗弁の成否を決めるのか、それとも、登録意匠と先行デザインの類似性も加味して判断されるのか？

（２）特許権侵害訴訟で公知デザインの抗弁が認められ、並行する審決取消訴訟で特許権は有効と判断された場合、侵害訴訟の再審理由となるのか（訴訟が復活するか）？

A39：（１）法 62 条は、「特許権侵害紛争において、権利侵害で訴えられた者がその実施した技術又はデザインが先行技術又は先行デザインに該当することを証明する証拠を有している場合には、特許権の侵害を構成しない。」と規定している。また、特許権侵害司法解釈 14 条 2 項は、「権利侵害を訴えられたデザインが一つの先行デザインと同一又は実質的な差異がない場合、人民法院は訴えられた権利侵害者が実施するデザインが特許法第 62 条に定める先行デザインに該当すると認定しなければならない。」と規定している。

上記の各規定からすると、公知デザインの抗弁は、「被疑侵害物品のデザイン」と「先行デザイン」の同一性又は類似性のみから抗弁の成否を決めるのであり、登録意匠と先行デザインの類似性は加味されない。

（２）特許権侵害訴訟で公知デザインの抗弁が認められ、原告の請求が判決で棄却された場合、当該特許権が有効か無効かは特許権侵害訴訟の結論に影響を及ぼさない。よって、侵害訴訟の再審理由にはならない（訴訟は復活しない）と考える。

<特許権の保護、法 63 条、64 条>

Q40：法 63 条、64 条の「特許冒用」には「特許権侵害」が含まれるか？（侵害嫌疑案件に

ついて 64 条の職権を行使できるか？)

A40：法 63 条、64 条に定める特許冒用行為とは、以下に掲げる行為をいう（特許法実施細則 84 条 1 項）。

①特許権を付与されていない製品もしくはその包装上に特許標識を表示し、特許権が無効宣告を受けた後もしくは消滅後に引続き製品もしくはその包装上に特許標識を表示する行為、又は許諾を得ずに製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表示する行為

②上記①にいう製品を販売する行為

③製品説明書等の資料において、特許権が付与されていない技術もしくはデザインを特許技術もしくは特許デザインと称し、特許出願を特許と称した場合、又は許諾を得ずに他人の特許番号を使用し、これに係る技術もしくはデザインを特許技術又は特許デザインと公衆に誤認させる行為

④特許証、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造する行為

⑤その他、公衆を混同させ、特許権を付与されていない技術又はデザインを特許技術又は特許デザインとして誤認させる行為

上記の特許冒用行為は、いずれも、特許の表示や詐称に関わる行為である。これに対し、特許権侵害行為は、特許権者の許諾なく、特許権を実施（法 11 条）する行為である。このように、特許冒用行為と特許権侵害行為は、異なる概念であるため、「特許冒用」には「特許権侵害」は含まれないと考える。よって、理論上、特許権侵害案件について 64 条の職権を行使することはできないと考える。但し、実務上、1 つの事案において、「特許冒用」も「特許権侵害」も成立する可能性があることは否定できない。

<損害賠償、法 65 条、特許権侵害司法解釈 16 条>

Q41：法 65 条の「特許権者の損害」、「侵害者が得た利益」の立証に必要な証拠は、具体的にどのようなものか？

A41：「特許権者の損害」の立証に必要な証拠としては、例えば、特許権者の特定の製品の売上が下がったことを示す帳簿類が考えられる。「侵害者が得た利益」の立証に必要な証拠としては、例えば、侵害者の特許侵害製品の製造・販売数量を示す帳簿類、当該業界における通常の利益率を示す公表資料、訴訟前に行った行政摘発の行政処罰決定書等が考えられる。

Q42：法 65 条 1 項の「権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出」とは、具体的にどのような支出か？

A42：例えば、証拠について公証手続を経るために公証人に支払った費用等が含まれます。

Q43：特許権侵害司法解釈 16 条に基づくと、下記 3 つの状況において、それぞれの損害賠償

償はどのように計算されるべきか？

①特許権者は、一件の部品（例えば、電池）に関する特許権で、当該電池を使用する電動車製造業者である被告の特許権侵害行為を主張する場合。

②特許権者は、一件の電池を含む電動車に関する特許権で、当該電池を使用する電動車製造業者である被告の特許権侵害行為を主張する場合。

③特許権者は、電池の特許権及び電動車の特許権で、当該電池を使用する電動車製造業者である被告の特許権侵害行為を主張する場合。

A43：①特許権侵害司法解釈によると、権利侵害者が権利侵害により得た利益を確定するとき、権利侵害者が特許権を侵害する行為により獲得した利益に限定しなければならず（16条1項）、また、発明、実用新案特許権を侵害する製品が他の製品の部品である場合、人民法院は当該部品自体の価値及びその完成品利益の実現における作用等の要素に基づき、合理的に賠償金額を確定しなければならない（16条2項）と規定されている。本件の場合、特許権者は、一件の部品（例えば、電池）に関する特許権で、当該電池を使用する電動車製造業者である被告の特許権侵害行為を主張しているため、「当該部品自体の価値及びその完成品利益の実現における作用等の要素に基づき、合理的に賠償金額を確定しなければならない」ことになる。

②この場合は、電動車に関する特許権を有するケースであるため、電動車製造業者である被告の特許権侵害行為を主張することには合理性がある。よって、電動車製造業者が電動車の製造・販売により得た利益を請求することができると思料される。

③この場合は、特許権者が、「電池の特許権」と「電動車の特許権」の両方を有しており、両方を根拠にして特許権侵害行為を主張してきたケースである。この場合、理論上、両方の特許権侵害を主張できると思われる。

<時効の起算日、法68条>

Q44：特許権侵害訴訟の時効の起算日としての「（特許権者または利害関係人が侵害行為を）知り得べき日」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか？ 広大な中国のどこか一部の市場において侵害品が出回った場合であっても、その日が、特許権者が特許権侵害行為を「知り得べき日」とであるとされるのか？

A44：「知り得べき日」の定義に関する明文規定は無い。個別の状況及び証拠に基づいて判断する必要がある。例えば、特許権者も参加した展覧会で特許権侵害製品が展示・販売されていたような場合には、「侵害を知りえた」に該当すると判断される可能性が高いと思われる。しかし、特許権者とは全く関係のない地方の農村において、小規模の小売店で販売されていただけの場合は、「侵害を知りえた」に該当すると判断される可能性は低いと思われる。

なお、訴訟時効は、訴訟提起、当事者の一方による要求の提出又は当事者の一方による義務履行の承諾により、「中断」する。訴訟時効期間は中断の時点から改めて計算される（民

法通則 140 条)。上記の「要求の提出」について、日本民法 153 条のように、6 ヶ月以内に法定の中断事由（訴訟提起等）をとることは必要とはされていない。よって、2 年が経過する直前ごとに相手方に「要求通知」を出しておけば、時効の中断を避けることができることになる。

< 並行輸入、法 69 条 1 号 >

Q45：法 69 条 1 号に「輸入」を追加した立法趣旨はどのようなものか？並行輸入の禁止について、特許権者と販売先との間の契約や特許製品の明示等がある場合においても、並行輸入は権利侵害とならないのか？

A45：法 69 条 1 号は、特許製品等の「並行輸入」は特許権侵害とはならないことを明文化した規定である。例えば、外国で販売された特許製品等を、特許権者や特許権の独占的又は排他的被許諾者たる正規代理店等を通さずに「並行輸入」することは、中国特許法上、特許権侵害とはならない（並行輸入をしようとする者は、中国における特許権者等から許諾を得る必要はない）ということである。

本来、特許製品等の並行輸入は、非常に複雑な問題であり、先進各国においても様々な議論を経た上で具体的な要件を定立している国が多い。

法 69 条 1 号によれば、「特許製品又は特許の方法により直接得られた製品が特許権者又はその許諾を得た単位もしくは個人により販売され」さえすれば、その後の「輸入」行為が特許権侵害とならないわけであるから、理論的には、いわゆる「国際消尽」を根拠とするものといえるのではなかろうか（もし「黙示的許諾論」によるのだとすれば、特許権者等の明示的な意思表示がある等の場合には並行輸入を禁止することを例外的に認めるべきと考えられるが、法 69 条 1 号は、文言上、そのような例外を認めていない）。そうだとすると、法 69 条 1 号により特許製品等の並行輸入が認められる範囲はかなり広くなると考えられる。

以上のことから、「特許権者と販売先との間の契約や特許製品の明示等がある場合」においても、並行輸入は権利侵害とならないと解される。

< 先使用权、法 69 条 2 号 >

Q46：法 69 条 2 号の規定に基づけば、「製造」と「方法の使用」のみ先使用权が認められるとも解される。そうすると、「製造」の先使用权を有している者であっても、自ら製造した製品を販売することはできないのか？また、「製造」の先使用权を有している者から、製造した「製品」を仕入れた第三者も、当該「製品」を販売することはできないのか？

A46：製品を「製造」する行為が法 69 条 2 号の先使用权の規定により特許権侵害とはならないとみなされる場合、その後、当該製品を「販売」等する行為についても、特許権侵害とはならないと解される。当該製品を仕入れた第三者も、その後、当該製品を「販売」等したとしても、特許権侵害とはならないと解される。このように解しなければ、先使用权

を認めた意味が無くなるからである。

<非侵害確認訴訟、特許権侵害司法解釈 18 条>

Q47：特許権侵害司法解釈 18 条に規定する要件を満たさない非侵害確認訴訟の請求は受理されないのか？あるいは、特許権侵害司法解釈 18 条に規定する要件を満たしていなくても、人民法院の裁量により非侵害確認訴訟の請求は受理されるのか？

A47：特許権侵害司法解釈 18 条は、非侵害確認訴訟の請求を「受理しなければならない」状況を 1 つ定めているだけで、非侵害確認訴訟がこれ以外の場合に一切受理されないとまでは規定していないと考えられる。

特許権侵害司法解釈 18 条の規定は、これまで特許権侵害の紛争になかった当事者間のケースを念頭に置いていると思われる。①権利者からの書面による警告を受領したことを理由に非侵害確認訴訟を提起する場合、書面による催告手続を完了しなければならず、かつ一定期間待たなければならず、そうでなければ、人民法院は受理しない。②上述の警告又は催告の受領の経緯がなく、また「民事訴訟法」第 108 条（一）に定める「直接の利害関係」の存在を証明するその他の証拠がない場合、人民法院は受理しない。

<経過措置>

Q48：権利付与要件は、改正後の出願にのみ適用されるのか？

A48：①特許法については、「出願日が 2009 年 9 月 30 日以前か同年 10 月 1 日以後か」により区別し、改正前又は改正後の特許法を適用する（「改正後の特許法の施行における経過措置に関する規則」（国家知識産権局専利局制定、2009 年 9 月 29 日公布、2009 年 10 月 1 日施行）2 条）。

②特許法実施細則については、「出願日が 2010 年 1 月 31 日以前か同年 2 月 1 日以後か」により区別し、改正前又は改正後の特許法実施細則を適用する（「改正後の特許法実施細則の施行における経過規則」（国家知識産権局専利局制定、2010 年 1 月 21 日公布、2010 年 2 月 1 日施行）2 条）。

以上のことからすると、権利付与要件を含め、一般的に、特許法と特許法実施細則とで、新旧が入れ替わるタイミングがずれる時期があると思われる。

Q49：2009 年 10 月 1 日より前の優先権日であって 2009 年 10 月 1 日以後の中国出願日の新規性判断は、旧特許法と新特許法のどちらが適用されるのか？

A49：原則として、特許法でいう出願日とは、優先権がある場合には、優先権日をいう（特許法実施細則 11 条 1 項）。ご質問の場合、優先権日は 2009 年 10 月 1 日より前の日であるので、旧特許法が適用されると考える。

Q50：法定賠償額は、第一審の提訴日を基準に適用法を考えてよいのか？

A50：人民法院が特許権侵害紛争事件を審理する場合、特許権侵害行為については、（第一審の）「提訴が2009年9月30日以前か同年10月1日以後か」により区別し、改正前又は改正後の特許法を適用する。2009年9月30日以前に発生し、かつ2009年10月1日以後も継続する提訴された特許権侵害行為については、改正前及び改正後の特許法のいずれに照らしても権利侵害者が賠償責任を負うべき場合には、改正後の特許法を適用して賠償金額を確定する。（「改正後の特許法の学習、徹底についての通知」（最高人民法院制定、2009年9月27日公布、2009年10月1日施行）2条）。

以上のことからすると、改正前及び改正後の特許法のいずれに照らしても権利侵害者が賠償責任を負うべき場合には、法定賠償額についても、改正後の特許法を適用して賠償金額を確定することになる。

[発行]

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

TEL : 010-6528-2781

FAX : 010-6528-2782

2011年5月発行 禁無断転載

本冊子は、ジェトロ北京事務所知的財産権部が2011年5月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。